

はーと なび

社団法人 全国腎臓病協議会 〒170-0002 東京都豊島区巣鴨 1-20-9 巣鴨ファーストビル3階
TEL03-5395-2631 FAX03-5395-2831

全腎協総会で要介護透析患者の通院について確認

全腎協は 10 月 21・22 日、東京都内のホテルで第 31 回通常総会を開催し「要介護透析患者の通院支援対策について」基本方針を提案し確認されました。

方針内容は、透析患者の通院が公的に保障されるまでは、通院で困っている透析患者の送迎を当事者の立場で支えていくことなどを前提とし、国と地方自治体に対する具体的な取り組みと、患者会による通院送迎事業に対する全腎協の考えとその支援を示したものです【資料①】。

基本方針のなかで触れられている行政による移送サービスのうち、市町村メニュー事業として実施されてきた高齢者や障害者施策の外出支援・移送サービスは、三位一体改革や介護保険改正、障害者自立支援法の施行を受け、そのしくみが様変わりしています。

高齢者施策の外出支援サービスは、多くの市町村で実施しているとの理由から、平成

17 年度から財源が地方へ移譲（一般財源化）され、また、障害者施策による移送サービスは、平成 18 年 10 月から障害者自立支援法による地域生活支援事業（移動支援事業）へ移行し、市町村の裁量で対象者の範囲やサービス量を定められることになりました。

地方自治体による移送サービスは、地域腎友会など市町村単位で要請運動により拡充も可能となります。一方で、声を挙げないと地方へ移譲された税源が市町村が行う送迎サービス事業に回らず縮小されることも懸念されます。地域腎友会の取り組みが今後の移送サービスにとってますます重要になってきます。

総会では、「要介護透析患者の通院については重要課題として患者会全体でもっと積極的に取り組んでいくべきではないか」といった意見も出されました。

国交省などが改正道路運送法の学習会を開催

国交省は NPO 等ボランティア移送団体などを対象に、「改正道路運送法における自家用有償運送の全容と運用のポイント」の学習会を 11 月 11 日、省内会議室で開きました。

はじめに、岡野自動車交通局旅客課長補佐から、改正道路運送法の趣旨と主な変更点、施行規則や関連通達内容について解説がありました。

続いての質疑応答では、「有償運送の登録をしたいのに市町村が運営協議会を設置せずその間に摘発をうけるのではないか」との参加者の懸念に対し、国交省は「1 年間は周知期間とし無登録については摘発しない」と回答しました【別紙②】。

11 月 11 日の学習会の質疑内容などは後日改めてご報告する予定です。



「さわやか福祉財団」がいわゆる「無償」による移送サービス 類型を発表

家事援助などのボランティア活動やその一環として自家用車による外出支援を各地行っている財団法人「さわやか福祉財団」では、改正道路運送法の自家用有償運送の登録の要件が難しく、これまで行ってきた“助け合い”移送中止を決定する団体が出ています。

そのことを憂慮した同財団の堀田力理事長は、9月29日、これまでの国会審議や折衝のなかの国交省担当官らの発言などを総合し、運送法の登録や許可を受けなくても助

け合い活動による移送（全腎協でいう「無償」運送）の類型を発表しました【別紙③】。

その解釈によれば、患者会活動の一環としてボランティア移送を行い、利用会員から患者会費以外にガソリン代、道路使用料、駐車場代の範囲で実費を受取る場合でも、運送法の登録の必要のない、いわゆる「無償」による移送が可能といえます。全腎協の「通院対策委員会」では、今後この解釈について議論していく予定です。

各地のトピックス

地域腎友会の運動で無料の通院送迎サービスが実現 -栗原市(宮城)の障害者外出支援サービス-

栗原市（宮城県）は、今年5月から車イス利用の透析患者を対象に、無料で通院送迎サービスを始めました。同市内には透析施設が一つしかなく、遠方から通う透析患者もおり、要介護透析患者の通院が問題となっていました。利用の範囲は、原則自宅から市内透析施設までの送迎に限られていますが、現在のところ回数制限はありません。

今回の市の事業の実現にあたっては、栗原市の地域腎友会（会長佐藤博幸）が、市町村合併にあわせた福祉施策の拡充を、署名活動や陳情を昨年から繰り返し行って実現したものです。

外出支援サービスは、市の単独事業「障害者外出支援サービス」として実施され、市から委託されたシルバー人材センター等がリフト車両を運行しています。

ステップ福岡が自家用有償運送登録へ

10月31日、「ステップ福岡」は自家用有償運送の運営協議会で協議を終え、登録手続に入りました。

岩崎会長は、安全管理や料金設定等についてタクシー業界や行政から厳しいやり取りを覚悟して協議に臨みましたが、「9年間の活動中事故はなかったか」「料金は当初からのものか」等の内容で、終始協力的に質

疑が行われたとのこと。順調に協議を終えたことについて、同会長は「タクシー業界に挨拶に行ったり、行政と『ステップ』の送迎事業が『有償』事業に当たるのかなど、頻繁に話し合いを重ねてきたことで、今までの実績や活動理念、透析患者の実態をよく理解してもらえたからではないか」と分析しています。

五島市腎友会が上映会を開催

-補助金カットで資金難に悩む「ほほえみ五島」を救済-

離島でボランティア送迎をしている「ほほえみ五島」(五島市)は、長崎県下の他の通院送迎事業所と同様、県(人工透析患者通院支援事業)と市から助成をうけて活動していますが、今年度、財政難を理由に市の補助金が20%カットされました。

五島市腎友会は、活動継続の危機にたた

された「ほほえみ五島」のため、10月21日、同市内の文化会館で上映会を開催し、当日は一般市民を含む600名が集まりました。収益は「ほほえみ五島」へ寄付され、今年度の運営資金を捻出することができました。



事務局から

全腎協通院送迎事業の専従職員が入局しました！

全腎協に11月1日から八木博美事務局員が入局しました。通院送迎事業を専任で担当していきます。

改正道路運送法が施行され全腎協のボランティア移送が新たな局面を迎えるなか、これまで通院送迎事業は、相談担当宮永事務局員が兼任してきましたが、八木事務局員を迎えた専従体制で強化し、今後の要介護透析患者の通院保障にむけ、すでに送迎事業を展開している団体、これから事業開始を考えている患者会の皆さんに役立つ情報を提供し事業展開を取り組んでいきたいと思ひます。

(次号のボランティア通信から早速八木事務局員が担当します。)